

議案第64号狭山市下水道条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第64号狭山市下水道条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

別表第2の改正規定中「

12円
85円
95円
120円
140円
170円
200円

「

6円
77円
87円
110円
130円
157円
185円

」を

」に改め、本則を第1

条とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条 狭山市下水道条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「

6円
77円
87円
110円
130円
157円
185円

「

12円
85円
95円
120円
140円
170円
200円

」を

」に改める。

附則第1項を次のように改める。

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

附則第2項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第2項中「改正後の」を「第1条の規定による改正後の狭山市下水道条例」に改める。

附則第3項中「この条例」を「第1条の規定」に、「改正後の」を「第1条の規定による改正後の狭山市下水道条例」に改め、「以下」の次に「この項において」を加え、「改正前の」を「第1条の規定による改正前の狭山市下水道条例」に改める。

附則に次の2項を加える。

4 第2条の規定による改正後の狭山市下水道条例第25条及び別表第2の規定は、平成31年5月1日以後に使用料の支払を受ける権利が確定する公共下水道の使用に係る使用料について適用し、同日前に使用料の支払を受ける権利が確定する公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、第2条の規定の施行の日前から継続している公共下水道の使用で、平成31年5月1日から同月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料については、第2条の規定による改正後の狭山市下水道条例第25条及び別表第2の規定による使用料(以下この項において「新使用料」という。)の額から第2条の規定による改正前の狭山市下水道条例第25条及び別表第2の規定による使用料の額を差し引いた額の2分の1の額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額)を新使用料の額から差し引いた額とする。